

公益財団法人神奈川新聞厚生文化事業団
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人神奈川新聞厚生文化事業団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、時代の求める福祉ニーズを的確につかみ、神奈川県における社会福祉事業及び文化の発展を図り、もって県民だれもがこころ豊かに生きることのできる福祉社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 福祉的援助を必要とする人々の社会参加を支援する事業
- (2) 社会福祉施設等の利用者の福祉向上につながる事業
- (3) 地域福祉の向上を目的とする団体等の活動等を助成・表彰する事業
- (4) 災害発生に伴う救援金及び募金にかかる事業
- (5) 県内の文化的水準の向上に資する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び事業計画等

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

(1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表に掲げる公益法人への移行時の財産

(2) その他、公益法人への移行日以後に理事会で基本財産とすることを決議した財産

(3) 公益法人への移行日以後に基本財産として寄付された財産

3 第1項のその他の財産は、基本財産以外の財産をいう。

4 公益法人への移行日以後に寄付された財産の取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は、理事会の定める方法により、理事長が行う。基本財産のうち、預貯金は、確実・安全な金融機関に預け入れ、信託会社・証券会社等に信託する。また、有価証券等は、資金運用規程の定めるところにしたがい、確実・安全な証券会社等において運用しなければならない。その他の財産も、これに準じる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会及び評議員会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始日の前日までに、神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定期評議員会に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項及び前項各号に掲げる書類は、毎事業年度の終了後3箇月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。
- 4 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後速やかに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第3章 評議員

(定数)

第11条 この法人に、評議員7人以上11人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人
ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律で設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（権限）

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第16条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。
- 3 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。
- 4 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員に対する報酬等)

- 第15条 評議員には、職務遂行の対価として、各年度の総額が60万円を超えない範囲で、報酬を支払うことができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
 - 3 前2項については、評議員会において別に定める報酬等の支給の規程による。

第4章 評議員会

(構成及び権限)

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 理事並びに監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員の報酬等の支給の基準
 - (4) 各事業年度事業計画書及び収支予算書等の承認
 - (5) 各事業年度事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書、これらの附属明細書並びに財産目録の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分又は担保の提供
 - (9) 他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
 - (10) 理事会において評議員会に付議した事項
 - (11) 前各号に定めるものほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項
 - 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第19条第1項に掲げる

評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要に応じて、いつでも開催することができる。

(招 集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第19条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によって、招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

- 第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員から選出する。

(定足数)

- 第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

- 第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければ

ならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は担保の提供
- (4) 他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 決議を要する事項について、特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- (3) 法令の定めにより評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- (4) 出席した評議員、理事又は監事の氏名
- (5) 議事の経過の要領及びその結果
- (6) 評議員会の議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (8) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議

事録署名人2人がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、評議員会で定める評議員会運営規則による。

第5章 役 員

(種類及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上11人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を専務理事とする。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は 理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を処理する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、若しくは電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第26条に定める定数に欠ける場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明

書等を添え、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

- 5 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任する理事又は監事の任期の満了する時までとする。

(解任)

第31条 理事又は監事が、次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事には、職務遂行の対価として、報酬を支払うことができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
3 前2項については、評議員会において別に定める報酬等の支給の規程による。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取り扱いについては、第44条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の一部免除)

第34条 この法人は、理事又は監事の法人法第198条において準用される第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 前項の場合において、その他必要な事項は法令の定めによるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則・規程の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるものほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、各理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第29条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議及び報告の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

3 前項の規定は、第28条第4項に規定する理事の職務の執行の状況の報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事長以外の理事の請求を受けて招集された理事会、理事長以外の理事が招集した理事会、監事の請求を受けて招集された理事会、又は監事が招集した理事会に該当するときは、その旨
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 法令の定めにより理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- (6) 出席した理事及び監事の氏名
- (7) 理事会の議長の氏名

2 議事録には、その理事会に出席した理事長及び監事がこれに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第44条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第48条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については、変更することができない。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）第11条第1項各号に係る定款の変更をしようとするときは、神奈川県知事の認定を受けなければならない。ただし、法令に定める軽微な変更については、この限りではない。

4 法令に定める軽微な変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を神奈川県知

事に届け出なければならない。

(合併等)

第46条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、法令で定めるところにより、あらかじめその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、法人法第202条の規定による事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の決議により、これに相当する額の財産を1箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は類似の事業を目的とする同法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第49条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は類似の事業を目的とする公益認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第8章 事務局等

(設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

(備え置き帳簿及び書類)

第51条 主たる事務所には、第10条に定める書類のほか、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) その他法令に定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第52条第2項に定める情報公開に関する規程によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報に関する必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

(公 告)

第54条 この法人の公告は、神奈川県において発行される神奈川新聞に掲載する方法による。

第10章 棄 則

(委 任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。) 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、この法人の設立当初の事業年度は、この法人の設立の登記の日から、その後最初に到来する3月31日までとする。

- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者(五十音順)とし、その任期の起点は、設立の登記の日とする。

理事 江川 明裕 加藤 廉 鎌田 良一 近藤 晶一
田口 努 中島 孝夫 室谷 千英
監事 石井 武雄 引地 孝一

- 4 この法人の最初の理事長は加藤廉、専務理事は鎌田良一とする。

- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者(五十音順)とし、その任期の起点は、設立の登記の日とする。

高井 祿郎 田中 達三 平澤 貞昭 平野 裕
星野 昌子 矢野 敏行 山崎 美貴子

- 6 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この定款は、令和7年6月17日から施行する。

別表 財産目録

基本財産(第6条第2項第1号関係)

財産種別	金額
投資有価証券(国債、公債)	260,000,000円
普通預金	